参考資料1

関係 法令

1	食料・農業・農村政策審議会農業保険部会関連	
	・食料・農業・農村基本法(抄)	 1
	・食料・農業・農村政策審議会令	 3
	・食料・農業・農村政策審議会議事規則	 7
	・食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について	 9
2	農作物共済、農業経営収入保険関連	
	• 農業保険法(抄)	 1 1
	• 農業保険法施行規則(抄)	 1 2

〇食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)(抄)

最終改正:平成三十年四月一日

(農産物の価格の形成と経営の安定)

第三十条 (略)

2 とする。 国は、 農産物の価格の著し い変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるもの

(農業災害による損失の補てん)

第三十一条 災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。 国は、 災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、 農業経営の安定を図るため、

(設置)

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各

2 審議会は、 前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)、 七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産 和二十五年法律第二百九号)、家畜伝染病予防法 審議会は、 前二項に規定するもののほか、土地改良法 の振興に関する法律 (昭和二十六年法律第百六十六号)、 (昭和二十四年法律第百九十五号)、家畜改良增殖法(昭 (昭和二十九年法律第百八十二号)、果樹農 飼料需給安定法 (昭和二十

十四四 機農業の推進に関する法律 十六号)、 砂 二十五号) 進に関する法律 に関する法律 (平成六年法律第百十三号)、 十三年法 糖 年法 及 びでん粉 律第九十八号)、 律 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 :第五· 及び都市農業振興基本法 十八号)、 \mathcal{O} (平成二十年法律第三十八号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律 価格 調整 卸 食品流通構造改善促進法 に (平成十八年法律第百十二号)、 売市場法 関する法 (平成二十七年法律第十四号) (昭 律 (昭 和四十六年法律第三十五号)、肉用子牛生産安定等特別措置法 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 和 匹 十年法律第百九号)、農業振興地 (平成三年法律第五十九号)、 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動 の規定によりその権限に属させられ (平成十八年法律第八十八号)、 主要食糧 域 \hat{O} 整 備 に関 \mathcal{O} (平成二十一年法律第 (平成十二年法律第百 需給 する法 及び た事 価 律 格 (昭和六 丽 項 \mathcal{O} を処処 安定 の促 和 有 几

(組織)

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 は、 前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、 農林水産大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 第二項に定めるもの (T) ほ か、 審議会 (T) 職員で政令で定め るも Ō は、 農林 水 産 大臣 が 任 命する。

(資料の提出等の要求)

意見の 審議会は、 開 陳 説明その他必要な協力を求めることができる。 その 所掌事務を遂行するため必要が あると認 8 るときは 関係 行 政機 関 の長に 対対 資料 0

(委任規定)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、 審議会の 組織、 所掌事· 務及び 運営に関し必要な事 ず項は、 政令で定める。

〇食料 農業・農村政策審議会令(平成十二年六月七日政令第二百八十九号) 沙)

最終改正:平成二十九年七月七日

(所掌事務)

第一条 及び 限に属させられた事項を処理する。 な利用の 規定するもの 条第五項)再商 食料 品 促進に関する法律 (同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。) 及び第六十四条第三項、 化 農業 0 \mathcal{O} 促進 ほ か、 等に関 農村政策審議会 エ ネ する法律 ルギーの使用の合理化等に関する法律 (平成三年法律第四十八号) 第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別 (以 下 (平成七年法律第百十二号) 第七条の七第三項の規定に基づきその権 「審議会」という。) は、 (昭 和五十四年法律第四十九号) 食料 農業 農村基本法第四 資源 第十六 |十条に の有 収 集 効

(組織)

2

審

一議会に、

専門のす

事

第二条 審議会に、 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、 臨時委員を置くことができる。

項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(臨時委員及び専門委員の任命)

第三条 臨時委員は、 学識 経 験 0 ある者のうちから、 農林水産大臣が任命する。

2 専門委員 らは、 当該 専門の事項に関し学識経験 0 ある者のうちから、 農林水産大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、 前任者 の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨 時委員は、 その者の任命に係る当該特別の事 項に関する調査審議が終了したときは、 解任されるもの

とする。

専門委員は、 その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、 解任されるものとす

る。

4

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、 あらかじめその指名する委員が、 その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、 その定めるところにより、 部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、 臨時委員及び専門委員は、 会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、 当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

る者が、

その職務を代理する。

- 5 部会長に事故があるときは、 当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名す
- 6 審議会は その定めるところにより 部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事 は、 関係行 改機関 の職員のうちから、 農林水産大臣 が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審 議 会 は、 委員及び 議事に関係 \mathcal{O} ある臨時委員の三分の 以上 が出席し なけ れ ば 会議を開 き 議

決することができない。

2 審議会 0 議事 は、 委員及び議事に関係 \mathcal{O} ある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、 可否同数

のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審 議会の 庶務 は、 農林 水産省大臣官房政策課に お 1 て厚生労働省医薬 生活衛生局生活衛生 • 食品

安全企画課及び国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、 議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が審議会

に諮って定める。

附 則 (略)

食料・農業・農村政策審議会議事規則

平成19年7月12日 食料・農業・農村政策審議会決定

(総則)

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)の運営については、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)及び食料・農業・農村政策審議会令(平成12年政令第289号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

(議事)

- 第3条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。
- 2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に 著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利 益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開と することができる。
- 3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 <u>議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一</u>般の閲覧に供するものとすることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第7条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第8条 <u>第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会</u>」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第9条 <u>部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する</u> <u>委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議さ</u> せることができる。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会 長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この議事規則は、平成19年7月12日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第2条 食料・農業・農村政策審議会議事規則(平成13年3月21日食料・農業・農村政策審議会決定)は廃止する。

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

平成19年 7月12日 2決審議員 2決審議員 7月25日 3月15日日日日日 20年 7月25日日日日日 20年 7月27日日日日日 20年 7月23日日日日日 21年 7月23日日日日 21年 9月1日日日日 21年 9月28日日日 21年 7月26日 21年 7月26日

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務	
企画部会	食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)の規定により審議会	
	の権限に属させられた事項を処理すること。	
家畜衛生部会	1 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定により審議会の	
	権限に属させられた事項を処理すること。	
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生	
	に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。	
食料産業部会	卸売市場法(昭和46年法律第35号)、エネルギーの使用の合理化等に	
	関する法律(昭和54年法律第49号)、資源の有効な利用の促進に関す	
	る法律(平成3年法律第48号)、食品流通構造改善促進法(平成3年法	
	律第59号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法	
	律(平成7年法律第112号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関す	
	る法律(平成12年法律第116号)及び中小企業者と農林漁業者との連携	
	による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)の規定によ	
	り審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号	
)、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律	
	(平成18年法律第88号)及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律	
	(平成21年法律第25号)の規定により審議会の権限に属させられた事項	
	を処理すること。	
果樹・有機部	果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)及び有機農業の推進	
会	に関する法律(平成18年法律第112号)の規定により審議会の権限に属	
	させられた事項を処理すること。	
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)の	
	規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	

畜産部会	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)、飼料需給安定法(昭和27
	年法律第356号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年
	法律第182号)、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)
	及び肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)の規定によ
	り審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
農業保険部会	農業保険法(昭和22年法律第185号)の施行に関する重要事項であっ
て、次に掲げるもの。	
	1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の
	共済掛金標準率等の算定方式並びに農業経営収入保険の保険料標準率
	等の算定方式に関する事項を調査審議すること。
	2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議する
	<u>こと</u> 。
農業農村振興	1 土地改良法(昭和24年法律第195号)、農業振興地域の整備に関す
整備部会	る法律(昭和44年法律第58号)及び都市農業振興基本法(平成27年法
	律第14号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する
	こと。
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、次に掲げ
	るもの。
	ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。
	イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

- 第2条 <u>部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との</u> <u>調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政</u> 策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該 部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

>10	
部 会	課
企画部会	大臣官房政策課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
食料産業部会	食料産業局企画課
食糧部会	政策統括官付農産企画課
果樹・有機部会	生產局園芸作物課、農業環境対策課
甘味資源部会	政策統括官付地域作物課
畜産部会	生產局畜産部畜産企画課
農業保険部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課

〇農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)(抄)

(共済掛金率)

- 第百三十七条 る区分(以下この節において「危険段階」という。)ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。 て「共済掛金区分」という。)ごと及び共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて組合等が定め 前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準 農作物共済の共済掛金率は、 共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分(以下この条におい
- 前項の共済掛金標準率は、 一致するように、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める。 共済掛金区分ごとに、 過去一定年間における被害率を基礎として、 農林水産大臣が定める
- ④ 第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(保険料率)

- 第百八十条 合会が定める区分(次項において「危険段階」という。)ごとに、 農業経営収入保険の保険料率は、 保険事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて全国連 基準保険料率を下回らない範囲内において事業規程で定める。
- 致するように、全国連合会が危険段階ごとに定める。 前項の基準保険料率は、 その率を危険段階ごとの保険金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が保険料標準率に
- 3 項の保険料標準率は、 過 去 一定年間における被害率を基礎とし 農林水産 大臣が定める。
- ④ 第二項の保険料標準率は、三年ごとに一般に改定する。

〇農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)(抄)

(共済限度額の設定に当たり基準生産金額に乗ずる割合)

第九十二条 は共済資格者が申し出た割合(第九十九条第二項及び第三項において「共済限度額割合」という。)とする。 法第百三十六条第三項の農林水産省令で定める割合は、 百分の九十、百分の八十又は百分の七十の中 から組合員又

(共済掛金区分)

第九十五条 法第百三十七条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、 次に掲げる区分とする。

- 類区分
- 二 引受方式の別
- 第九十二条又は次条第一項各号の規定により 組合員又は共済資格者が申 出 た割合の 別
- 四 一筆半損特約の有無の別

(共済金の支払開始減収量)

第九十六条 定めるものとする。 市町村別に公表される農作物にあっては市町村の区域をいう。以下同じ。)ごと。以下この条において同じ。)に、当該各号に ンデックス方式にあっては、 法第百三十八条第一項の農林水産省令で定める数量は、 組合員等ごと及び統計単位地域(統計単収が都道府県別に公表される農作物にあっては都道府県、 次の各号に掲げる引受方式に応じ、組合員等ごと(地域イ

- の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量 全相殺方式 当該組合員等の基準収穫量に、百分の十、百分の二十又は百分の三十のうち当該組合員等が法第百三十五条
- 条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量 半相殺方式 当該組合員等の基準収穫量に、 百分の二十、百分の三十又は百分の四十のうち当該組合員等が法第百三十 五.
- 該 地域インデックス方式 組合員等が法第百三十五条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量 .統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて得た数量に、 基準統計単収 (当該統計単位地域の過去一定年間における統計単収の平均をいう。 百分の十、 百分の二十又は百分の三十のうち 以下同じ。)に
- 2・3 (略)